

ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（20161219 商局第3号）の一部改正
新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>目次 (略)</p> <p style="text-align: right;">3.3.7. その他作業 <u>51</u></p> <p>(略)</p> <p>3.3.5. 需要家・報道機関に対する広報 一般ガス導管事業者は、平常時において、大規模災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備するとともに、災害発生時には、発災直後やガス供給停止時、復旧作業中、復旧完了時の各時点において、その状況に応じたかたちで広報活動を行う。また、「供給継続区域」の需要家に対しても、必要に応じて広報活動を行う。 <u>具体的な広報活動としては、マイコンメーターの復帰操作方法やガス消費機器の健全性確認、「供給停止区域」・「供給継続区域」の町名・地図表示、復旧進捗・見込み情報などに関して、報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページやSNS、テレビ・ラジオCM、広報車、チラシ投函等により需要家に周知する方法が挙げられる。</u> ガス小売事業者に関しても、需要家と直接の接点を有する者であることから、自らのホームページへの掲載やチラシ投函などを通じて、需要家に周知し、注意喚起に努めることが必要である。なお、情報発信にあたっては、同一区域のガス小売事業者及び一般ガス導管事業者と連携のうえ、実施することが望ましい。 <u>供給継続区域やマイコンメーター機能を活用した復旧^(※6)を行う区域においては、保安閉開栓を行わずガス事業者が訪問しないため、需要家自身がガス消費機器を確認する必要がある。ガス小売事業者は平常時より、二次災害防止の観点から、需要家自身でガス消費機器の健全性を確認し、安全を確保してからガスを使用するよう、業務機会を通じた需要家への周知を行う。なお、周知内容については、当該区域の一般ガス導管事業者と協議の上、決定する。</u> <u>(※6) 被害軽微地区に適用される保安閉開栓作業を合理化した復旧</u></p> <p>(略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p style="text-align: right;">3.3.7. その他作業 <u>50</u></p> <p>(略)</p> <p>3.3.5. 需要家・報道機関に対する広報 一般ガス導管事業者は、平常時において、大規模災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備するとともに、災害発生時には、発災直後やガス供給停止時、復旧作業中、復旧完了時の各時点において、その状況に応じたかたちで広報活動を行う。また、「供給継続区域」の需要家に対しても、必要に応じて広報活動を行う。 具体的な広報活動としては、マイコンメーターの復帰操作方法や、「供給停止区域」・「供給継続区域」の町名・地図表示、復旧進捗・見込み情報などに関して、報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページやSNS、テレビ・ラジオCM、広報車、チラシ投函等により需要家に周知する方法が挙げられる。 ガス小売事業者に関しても、需要家と直接の接点を有する者であることから、自らのホームページへの掲載やチラシ投函などを通じて、需要家に周知し、注意喚起に努めることが必要である。なお、情報発信にあたっては、同一区域のガス小売事業者及び一般ガス導管事業者と連携のうえ、実施することが望ましい。</p> <p>(略)</p>

改正後	現 行
<p>3.3.7. その他作業</p> <p>大規模災害発生時においては、一般ガス導管事業者はその体制如何にかかわらず、ガス漏れ出動・応急措置といった緊急時対応や、導管網の復旧対応等に対応することとなる。</p> <p>被災状況によっては、一般ガス導管事業者から、ガス小売事業者に対して、電話対応やマイコンメーター復帰、保安閉開栓以外の業務に関する支援^(※7)に関しても、協力要請を行う場合が考えられる。</p> <p>その場合には、要請を受けたガス小売事業者は一般ガス導管事業者と個別折衝による協議を行い、その要否を検討することとなると考えられるが、ガス小売事業者は一般ガス導管事業者からの協力要請に対して、誠意を持って協議することが望ましい。</p> <p>(※7) 例えば、ガス漏えい通報受付やガス漏えい確認、ガス工作物の外観確認など</p> <p>(略)</p> <p>4.1.3. 内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力</p> <p>(略)</p> <p>また、ガス工作物については、需要家敷地内に設置されているものであっても、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設の操作・工事等の変更を行うことは罰則をもって禁止されている^(※8)ものではあるが、ガス小売事業者が需要家にその旨明示的に知らせておくことは望ましい。</p> <p>(※8) そのため、ガス小売事業者も含めて、一般ガス導管事業者以外の者が、ガス工作物の操作等の変更を行う場合には、一般ガス導管事業者の承諾をあらかじめ得ることが必要となる。</p> <p>(略)</p>	<p>3.3.7. その他作業</p> <p>大規模災害発生時においては、一般ガス導管事業者はその体制如何にかかわらず、ガス漏れ出動・応急措置といった緊急時対応や、導管網の復旧対応等に対応することとなる。</p> <p>被災状況によっては、一般ガス導管事業者から、ガス小売事業者に対して、電話対応やマイコンメーター復帰、保安閉開栓以外の業務に関する支援^(※6)に関しても、協力要請を行う場合が考えられる。</p> <p>その場合には、要請を受けたガス小売事業者は一般ガス導管事業者と個別折衝による協議を行い、その要否を検討することとなると考えられるが、ガス小売事業者は一般ガス導管事業者からの協力要請に対して、誠意を持って協議することが望ましい。</p> <p>(※6) 例えば、ガス漏えい通報受付やガス漏えい確認、ガス工作物の外観確認など</p> <p>(略)</p> <p>4.1.3. 内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力</p> <p>(略)</p> <p>また、ガス工作物については、需要家敷地内に設置されているものであっても、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設の操作・工事等の変更を行うことは罰則をもって禁止されている^(※7)ものではあるが、ガス小売事業者が需要家にその旨明示的に知らせておくことは望ましい。</p> <p>(※7) そのため、ガス小売事業者も含めて、一般ガス導管事業者以外の者が、ガス工作物の操作等の変更を行う場合には、一般ガス導管事業者の承諾をあらかじめ得ることが必要となる。</p> <p>(略)</p>

改正後	現 行
<p>5.1.1. まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース（ケースC）（略）</p> <p>また、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査を終えた際には、内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となった（※9）ことを、ガス小売事業者に連絡する必要がある。</p> <p>（※9）ガス栓はガス工作物であることから、ガス栓の操作等の変更を行う場合には、保安責任を担う一般ガス導管事業者による承諾が前提となる。</p> <p>（略）</p> <p>5.2. 無契約供給後の対応について</p> <p>無契約供給期間において、前回の消費機器の調査又は周知の日から経済産業省令で定める期間を経過した日（基準日）を迎えた場合には、基準日以降、新たに小売供給契約を締結したガス小売事業者が消費機器の調査・周知を担うこととする（※10）。</p> <p>（※10）新たに小売供給契約を締結したガス小売事業者が行った調査・周知の日から法定の期間を経過した日が次回の基準日となる。</p>	<p>5.1.1. まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース（ケースC）（略）</p> <p>また、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査を終えた際には、内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となった（※8）ことを、ガス小売事業者に連絡する必要がある。</p> <p>（※8）ガス栓はガス工作物であることから、ガス栓の操作等の変更を行う場合には、保安責任を担う一般ガス導管事業者による承諾が前提となる。</p> <p>（略）</p> <p>5.2. 無契約供給後の対応について</p> <p>無契約供給期間において、前回の消費機器の調査又は周知の日から経済産業省令で定める期間を経過した日（基準日）を迎えた場合には、基準日以降、新たに小売供給契約を締結したガス小売事業者が消費機器の調査・周知を担うこととする（※9）。</p> <p>（※9）新たに小売供給契約を締結したガス小売事業者が行った調査・周知の日から法定の期間を経過した日が次回の基準日となる。</p>